

## ○益田市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月27日  
益田市条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項の規定に基づき、益田市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定める。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、益田市議会の議員の職にある者(以下「議員」という。)に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 政務活動費の額は、年額10万円とし、各月1日(以下「基準日」という。)に在職する議員に対し、月割により算定した月額を4月から9月まで、又は10月から3月までの期間(以下「半期」という。)ごとに交付する。

- 2 政務活動費は、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了の日の属する月までの月数分を交付する。
- 3 半期の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たるときは、当月分)から政務活動費を交付する。
- 4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、当月分の政務活動費は交付しない。
- 5 政務活動費は、交付月の末日までに交付する。
- 6 交付する政務活動費に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。

(議員でなくなったときの政務活動費の返還)

第4条 政務活動費の交付を受けた議員が、半期の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以後の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、別表に定める用途基準に従って使用するものとし、市政に関する政務活動に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(収支報告書の提出)

第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、毎年4月30日までに、前年度に交付を受けた政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を議長に提出しなければならない。

- 2 政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日から30日以内に収支報告書を議長に提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第7条 市長は、政務活動費の交付を受けた議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において市政の政務活動に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(収支報告書の保存及び公開)

第8条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 前項の収支報告書の公開に関しては、益田市行政情報公開条例(平成11年益田市条例第1号)の規定を適用する。

(透明性の確保)

第9条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、用途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 政務調査費の交付については、当分の間、第3条第1項の規定にかかわらず、年額分を当該年度当初に交付できるものとする。この場合において、第3条第2項中「各半期の最初の月」とあるのは「年度当初」

と、「当該半期に属する月数分」とあるのは「年額分」と、「半期の途中」とあるのは「年度の途中」と、同条第3項並びに第4条中「半期」とあるのは「年度」と読み替えて、これらの規定を適用する。

附 則(平成14年3月25日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の条例の規定は、平成14年度分以後の年度分の政務調査費について適用し、平成13年度分までの年度分の政務調査費については、なお、従前の例による。

附 則(平成14年12月6日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月30日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月28日条例第50号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の益田市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の益田市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

項目	内容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

○益田市議会政務活動費の交付に関する規則

平成13年3月27日  
益田市規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、益田市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年益田市条例第8号、以下「条例」という。)に基づき交付される政務活動費の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度当初、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。この場合において、申請した事項の内容に異動が生じたときは、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付変更申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった議員について交付すべき年間分(条例第3条第2項ただし書に規定する半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了の日の属する月までの月数分)の政務活動費の額を決定し、当該議員に政務活動費交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 議員は、政務活動費の交付日の14日前までに、市長に対し政務活動費交付請求書(様式第4号)を提出しなければならない。

(収支報告書)

第5条 条例第6条第1項に規定する収支報告書は、政務活動費収支報告書(様式第5号)によるものとする。

2 収支報告書には、領収書等の証拠書類の写しを添付しなければならない。ただし、領収書等を徴し難いとき(自動販売機による公共交通機関の乗車券の購入等やむを得ないと認められるときに限る。)はこの限りでない。

(収支報告書の写しの送付)

第6条 議長は、条例第6条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第7条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を整理するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 条例附則第2項の規定により年度当初に年額分の政務調査費を交付する場合には、第3条中「半期の途中」とあるのは「年度の途中」と読み替えて適用する。

附 則(平成14年3月28日規則第15号)

この規則は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度以後の年度分の政務調査費について適用する。

附 則(平成20年3月7日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月28日規則第35号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の益田市議会政務活動費の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この規則の施行の前日にこの規則による改正前の益田市議会政務調査費の交付に関する規則の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。